

大阪市会電子署名規則を公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

大阪市会議長 梅園 周

大阪市会規則第 1 号

大阪市会電子署名規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市会公文書管理規程（平成18年 3 月 31 日議長決定）及び大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号。以下「条例」という。）第35条の規定に基づき、大阪市会における電子署名の実施及び当該電子署名に係る電子証明書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例及び大阪市電子署名規則（令和 8 年大阪市規則72号）の例による。

(電子証明書の管理)

第 3 条 電子証明書は、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）又は情報システムに記録するとともに、滅失、毀損、漏えい、改ざん等のないよう適正に管理しなければならない。

(電子証明書管理者の設置)

第 4 条 電子証明書の管理の責めに任ずるため、電子証明書管理者を置く。

2 電子証明書管理者は、電子証明書を記録した電磁的記録媒体又は情報システムを管理する主管課長（当該電磁的記録媒体又は情報システムを管理する事務を主管する担当課長をいう。）をもって充てる。

(電子署名実施者)

第 5 条 市会事務局長は、電子証明書を使用して電子署名を実施する担当に、その使

用する電子証明書ごとに電子署名の実施者（以下「電子署名実施者」という。）を置き、当該担当に属する職員のうちから指名する。

- 2 電子署名実施者は、市会事務局長の命を受け、電子署名の実施に係る審査その他電子署名の実施に関する事務に従事する。

（事故代決）

第6条 電子証明書管理者若しくは電子署名実施者に事故があるとき又は電子証明書管理者若しくは電子署名実施者が欠けたときは、市会事務局長があらかじめ指定した職員がその事務を代行する。

（電子署名機能の整備に係る協議）

第7条 市会事務局長は、情報システムに電子署名の実施に係る機能を備えようとするときは、電子署名の実施方法、電子証明書の管理方法等について、あらかじめ総務局長に協議しなければならない。

- 2 市会事務局長は、前項の規定による協議の内容を変更しようとするときは、変更しようとする事項について、あらかじめ総務局長に協議しなければならない。

（電子署名機能の廃止に係る協議）

第8条 市会事務局長は、情報システムの電子署名の実施に係る機能を廃止しようとするときは、あらかじめ総務局長に協議しなければならない。

（登録）

第9条 市会事務局長は、電磁的記録媒体又は情報システムに記録される電子証明書について台帳を作成し、大阪市電子署名規則が定める事項を登録しておかなければならない。

（電子署名の実施手続）

第10条 電子署名の実施の手続は、大阪市電子署名規則の例による。

（事故報告）

第11条 市会事務局長は、電子署名の実施又は電子証明書の管理において、大阪市電子署名規則の例に該当するときは、速やかにその内容を議長に報告しなければな

らない。

(施行の細目)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市会事務局長が定める。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。